

くみあいニュース

山口大学教職員組合 (2025年12月1日 Monday)

第303号 (2024年度-第15号) / 電話: 083-933-5034・メール: fuy-union@galaxy.ocn.ne.jp

唖然とする教学委員会(11/18)での提示審議資料 委員会資料「ビラ配り禁止明確化」一方的な「前提・経緯・明確化」

11月18日に開催された第8回教学委員会では、審議事項3「山口大学学生細則の一部改正について」として、学生支援部「資料6」概要および「吉田キャンパス内でのビラ配り禁止の明確化について」として「前提」「経緯」「明確化の目的」が示されていますが、全体として事実と異なる、あるいは改正理由とはなりえない事項の羅列、全面禁止制度化を前提とした誤った解釈を書き連ねた内容となっています。およそ言論の自由が保障されているとは思えない、論理の成り立たない説明の乱発となっています。

<資料6【前提】吉田キャンパス内でのビラ配り禁止の明確化について R7.11.18 学生支援課>



【前提】

吉田キャンパスでのビラ配りは、配布されたビラが路上に廃棄され景観を損ねること、ビラを配布する者が他の学生の通行を妨げることで混雑が発生することを理由に、従来から原則禁止としている。

ただし、登録課外活動団体が新入生を勧誘する際、学生支援課の窓口で内容を確認(営利目的、政治活動、宗教活動の内容が含まれていないかどうか)し確認印を押印すること、勧誘・配布に当たっては通行人の妨げにならないよう注意すること、路上に廃棄されたビラは配布者が責任を持って処分すること等を条件に、例外的にビラの配布を許可している。

※2025年度第8回教学委員会【資料6】より抜粋（以下ニュース内資料同）

ビラ配布で通行妨害、廃棄ビラが景観損ねるから禁止してきた??

例えば、「配布されたビラが路上に廃棄され景観を損ねる」。そのような状況がいつ現れたのでしょうか。もしそうなったとして、それはビラを配布した者ではなくビラを受け取った者の公衆道徳の問題であり、配布禁止の理由にはなり得ません。「ビラを配布する者が他の学生の通行を妨げることで混雑が発生」したことについても、渋谷や新宿の繁華街ならともかく、広い山大キャンパスで数人がビラを配布していて他の学生が進路を妨げられる状況などあり得ないでしょう。学生運動等が活発な都市部の大学のように大量のビラが捲かれる実態があれば、ビラ回収ケースを設置する他、読み終わって廃棄する際の注意事項を周知する等の方法がとられるでしょう。

<資料6【実施内容】「課外活動に係る各種様式」> ※

従前版

現在版

事項	用途・説明
勧誘等ビラ・チラシの配布(窓口で直接申請)	課外活動団体による新入生勧誘等のビラ・チラシの配布は、学生支援課⑧番窓口へ申し出てください。(書類の提出はありません。)配布するビラ・チラシすべてに学生支援課の確認印が必要です。
勧誘等ビラ・チラシの配布(窓口で直接申請)	<p>キャンパス内でのビラ・チラシの配布は原則禁止です。</p> <p>課外活動団体が行う新入生勧誘等のビラ・チラシの配布のみ、許可制で認めています。</p> <p>配布を希望する団体は、学生支援課⑧番窓口で許可を得てください。(書類の提出はありません。)</p> <p>配布するビラ・チラシすべてに学生支援課の確認印が必要です。</p>

この表（1頁下部図）のように、これまで課外活動団体の新入生勧誘ビラ配布のみ申し出を必要としていたものを（上段：従前版）、細則改正の審議前（改正前）に先行して下段（現在版）のように、勧誘ビラのみを許可制で認めるが、他は「原則禁止」を作り替えて掲載し、委員会資料で対応済みとして示しています。これも法的国家のもとでの大学の規則運用上あり得ないことです。その上で、細則改正案第13条第1項で「課外活動団体は、所定の手続きによりその配布場所の管理者の許可を得た場合に限り、学内でビラ又はチラシ等の印刷物（以下「印刷物」という。）を配布することができる。」とし、第2項で個人の配布を禁止し、第3項で配布方法・回収方法まで決めて、さらに配りにくくしています。

＜資料6【実施内容】「○山口大学学生細則の一部改正」＞※

○ 山口大学学生細則 一部改正(案)…以下の条文を新規に追加

（印刷物の配布）

第13条 課外活動団体は、所定の手続きによりその配布場所の管理者の許可を得た場合に限り、学内でビラ又はチラシ等の印刷物（以下「印刷物等」という。）を配布することができる。

2 前項の規定にかかわらず、学生は個人で印刷物等を学内で配布してはならない。

3 第1項の規定により配布の許可を得た課外活動団体は、通行の妨げにならないよう配慮するとともに、学内で投棄された印刷物等は責任を持って回収しなければならない。

ビラ配布禁止に根拠なし！一部関係者の一方的な解釈ではない

そのほか資料では、10月22日におこなわれた3大学合同学費値上げ反対集会でのビラ配布中止と再開の件について、本学の関係者が一方的に話して退出した、一部関係者の「勝手な解釈」等としてビラ配布禁止が正当な対応であったかのごとく記載されています。ここで言われている関係者とは当組合の役員です。一方的、勝手にではなく、組合としての基本的な立場を踏まえて、道理をもって学生支援部のビラ配布禁止措置の不当性を質したものです。*組合は11月26日に大学へビラ配布禁止問題で質問書を提出しました。（次号に掲載）

吉田キャンパスの学生だけを対象とした措置であるのか否かも不明

資料の一部には「学生の」という言葉がなく単に「吉田キャンパス内での」という記述になっており、強権的に運用すれば教職員、組合も対象となりかねない箇所があり、実際の適用対象が、学生だけであるのか、学生のみであった場合、宇部地区は関係ないのかもはつきりしていないことも、重要な規則の改正文書としては成り立っていないものです。

一方で教職員賃金引上げ2年間放置か？学長との意見交換開催（11/11）



組合が10月6日に、学長宛に人事院勧告に準拠した給与引き上げの完全実施を求める要求書を提出したことは既報の通りですが（ニュースNo.287）、11月11日に行われた第272回教育研究評議会の場で大学は、「原則として、令和7年度の人事院勧告を実施しないこと」とし、さらに「令和8年度においても、人事院勧告は実施しない。」との大変な労働条件不利益変更を打ち出しました。

なお、組合は11月17日（月）に学長との意見交換会を行いましたが、賃金問題と合わせて次号で詳しく掲載します。

ヨリト---

組合加入申込書

年 月 日

お名前		所属	
内線番号		e-mail	

※必要事項をご記入いただき、学内便（メール可）にて組合事務所までお届けください。